

貿易制裁関連の米中応酬による 日本企業へのインパクト及びその対策

北京金誠同達法律事務所

シニアパートナー 趙雪巍 弁護士

2021年6月21日





入国禁止

NS-CMIC

HUAWEI

SDN List

Entity List

軍隊

人権

経済制裁

OFAC

査証制限

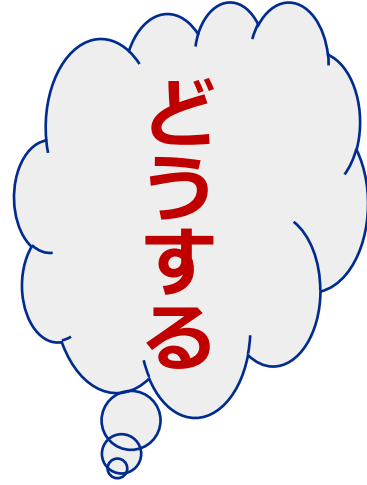
取引禁止

輸出制限
投資制限

GloMag

EAR

国有企業



どうする

日本企業



関税措置

国家安全

遮断弁法

反外国制裁法

差別的制限

入国禁止

査証制限

取引制限

外交官

報復制裁

議員
國務長官

信頼できない Entity

内政干渉

対抗立法

国家主権

中国いじめ

国際法違反

IEEPA

新疆

南シナ海
資産凍結

香港

ZTE

覇権主義

活動制限

發展利益

信託

資産凍結

内政干渉

中国いじめ

国際法違反

目次

01

米国の輸出規制

02

米国の制裁

03

**中国対抗
立法の解説**

04

**日本企業の
対応策**

05

Q&A

01 米国貿易規制：輸出規制

輸出規制

取引の「物」
(特定の商品、役務
の輸出が不可に)

BIS管轄：
Entity List
Denied Persons List
Unverified List



制裁

取引の「主体」
(特定の人、会社と
の取引が不可に)

OFAC管轄：
SDN List
NS-CMIC List



米国貿易規制

制裁 > 輸出規制
一部輸出不可 ≠ 全取引不可

1-1 米国輸出規制関連制度 (軍需品vsデュアルユース品)

主な法的根拠	国際武器取引規則 (ITAR)	輸出管理規則 (EAR)
管轄官庁	米国国務省・国防貿易管理課 (DDTC)	米国商務省・産業安全保障局 (BIS)
規制品	軍需品と関連役務の輸出 (民間企業が触れる可能性小)	デュアルユース品の輸出 (軍民両用につき、民間取引にも適用し得る)
規制品リスト	米国軍需品リスト (USML)	商務省規制品目リスト (CCL)
規制対象者リスト	禁輸対象者リスト (Debarred List)	エンティティ・リスト (Entity List) 禁輸対象者リスト (Denied Persons List) 未検証エンドユーザーリスト (Unverified List)



1-2 EAR規制品目の範囲 (主に軍民両用品。何でも規制されるわけではない)

Commerce Control List Supplement No.
THE COMMERCE

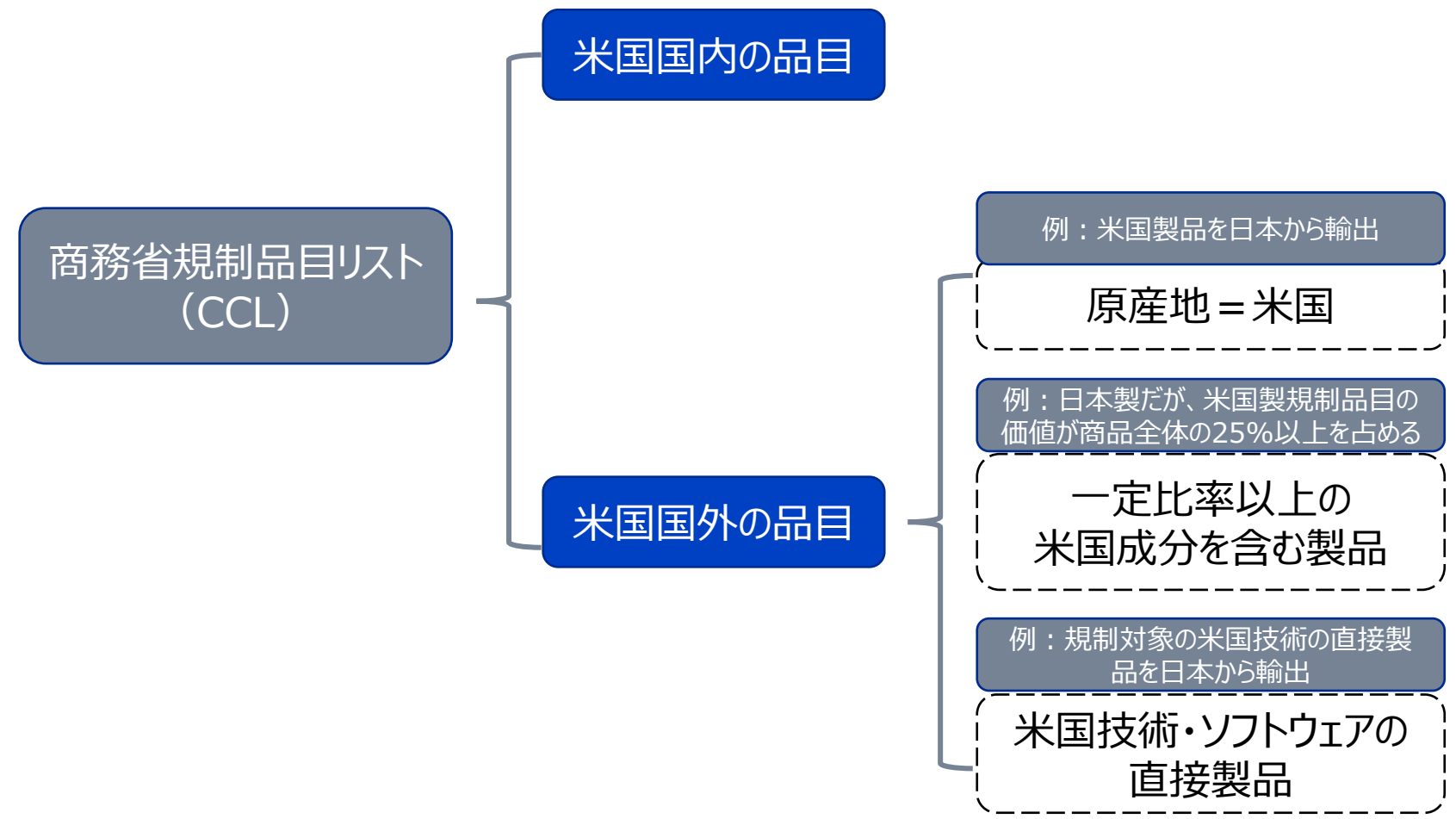
CATEGORY 0 - NUCLEAR MATERIALS, FACILITIES, AND EQUIPMENT [AND MISCELLANEOUS ITEMS]

A. "END ITEMS," "EQUIPMENT," "ACCESSORIES," "ATTACHMENTS," "PARTS," "COMPONENTS," AND "SYSTEMS"

0A002 Power generating or propulsion equipment "specially designed" for use with space, marine or mobile "nuclear reactors". (These items are "subject to the ITAR." See 22 CFR parts 120 through 130.)

CCLの一例

0A002 宇宙用、船舶用、または移動式の「原子炉」で使用するために「特別に設計された」発電または推進装置。



1-3 輸出規制対象者リスト

	エンティティ・リスト (Entity List)	禁輸対象者リスト (Denied Persons List)	未検証エンドユーザーリスト (Unverified List)
掲載基準	米国の国家安全and/or外交政策に著しく違反したとき	EAR規制に違反したとき	最終用途及び善意利用目的の是非が確認できないとき
影響	輸出許可証を取得しない限り、特定のEAR規制品目の輸出が禁止される。さらに、申請があったとしても、大半は「原則不許可」(Presumption of denial) とされる。	全EAR規制品目の輸出が禁止	許可証の例外措置は適用不可。事前申告が必要。輸出許可証不要の品目でも、最終用途とエンドユーザーの誓約書が必要。
運用例	HUAWEI-華為 (米国産の高性能半導体等の調達 が事実上困難に)	ZTE-中興【現在は削除済み】	中国科学院上海応用物理研究所

参考：米国エンティティ・リストの一例（英文）

Control Policy: End-User and End-Use Based

Supplement No. 4 to Part 744

COUNTRY	ENTITY	LICENSE REQUIREMENT	LICENSE REVIEW POLICY	FEDERAL REGISTER CITATION
	<p>F Technologies Group, a.k.a., the following eight aliases: -F ; -F International Technology Co., Ltd.; -F Networks; -F Networks Co. Ltd.; -F Telecommunication Technologies Co., Ltd.; -H X Network Technology Co., Ltd; -W F International; <i>and</i> -W I P T .</p> <p>No. 6, Gaoxinsilu, Youkeyuan Road China; <i>and</i> 88 China.</p>	<p>For all items subject to the EAR. (See §744.11 of the EAR).</p>	<p>Case-by-case review for ECCNs 1A004.c, 1A004.d, 1A995, 1A999.a, 1D003, 2A983, 2D983, and 2E983, and for EAR99 items described in the Note to ECCN 1A995; case-by-case review for items necessary to detect, identify and treat infectious disease; and presumption of denial for all other items subject to the EAR.</p>	<p>85 FR 85 FR 44159,</p>

参考：米国エンティティ・リストの一例（和訳）

#	英文社名(エンティティ・リスト原文)	輸出許可条件	輸出許可審査方針
1	FH Technologies Group	EAR 規制対象 全品目	<p>次の ECCN 番号の EAR 規制対象の輸出許可申請につき、案件ごとに審査する (case-by-case review) :</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1A004.c ● 1A004.d ● 1A995 ● 1A999.a ● 1D003 ● 2A983 ● 2D983 ● 2E983 ● EAR99 (1A995 注記記載分) <p>上記以外の EAR 規制対象の輸出許可申請は、原則不許可 (presumption of denial) とする。</p>
2	FH		
3	FH International Technology Co., Ltd.		
4	FH Networks		
5	FH Networks Co. Ltd.		
6	FH Telecommunication Technologies Co., Ltd.		
7	HX Network Technology Co., Ltd		
8	WFH International		
9	WIPT		
10	NFS Communication Development Co.		
11	NFX Communication Development Co.		
12	FHSS Co., Ltd.		

1-4 EAR違反時の罰則



1-5 よくある誤解：エンティティ・リスト掲載者との取引は一切不可？

(取引相手が米国のエンティティ・リストに載せられてしまった場合…)

“ “ 01
EAR規制品目を取引相手の親会社、
子会社、兄弟会社等の関係会社に輸
出することは可能か？

【回答】

関係会社との取引は原則的に可能。

ただ、関係会社がEAR規制を回避するための取引
相手の**代理人、隠れ蓑、シェルカンパニー**のような存
在である場合は、輸出は不可。

“ “ 02
取引相手への輸出（販売行為）
は制限されるが、取引相手からの
購入（調達行為）は可能か？

【回答】

EARは被掲載者への輸出を規制するための法令
なので、**取引相手からの調達は原則的に可能。**

ただ、調達の対象品が明らかにEARに違反している
場合、取引相手が合法な手段で当該対象品を入
手したことを確認する必要がある。

目次

01

米国の輸出規制

02

米国の制裁

03

中国対抗
立法の解説

04

日本企業の
対応策

05

Q&A

02 米国貿易規制：制裁

輸出規制

取引の「物」
(特定の商品、役務
の輸出が不可に)

BIS管轄：
Entity List
Denied Persons List
Unverified List



制裁

取引の「**主体**」
(特定の人、会社と
の**取引が不可**に)

OFAC管轄：
SDN List
NS-CMIC List



米国貿易規制

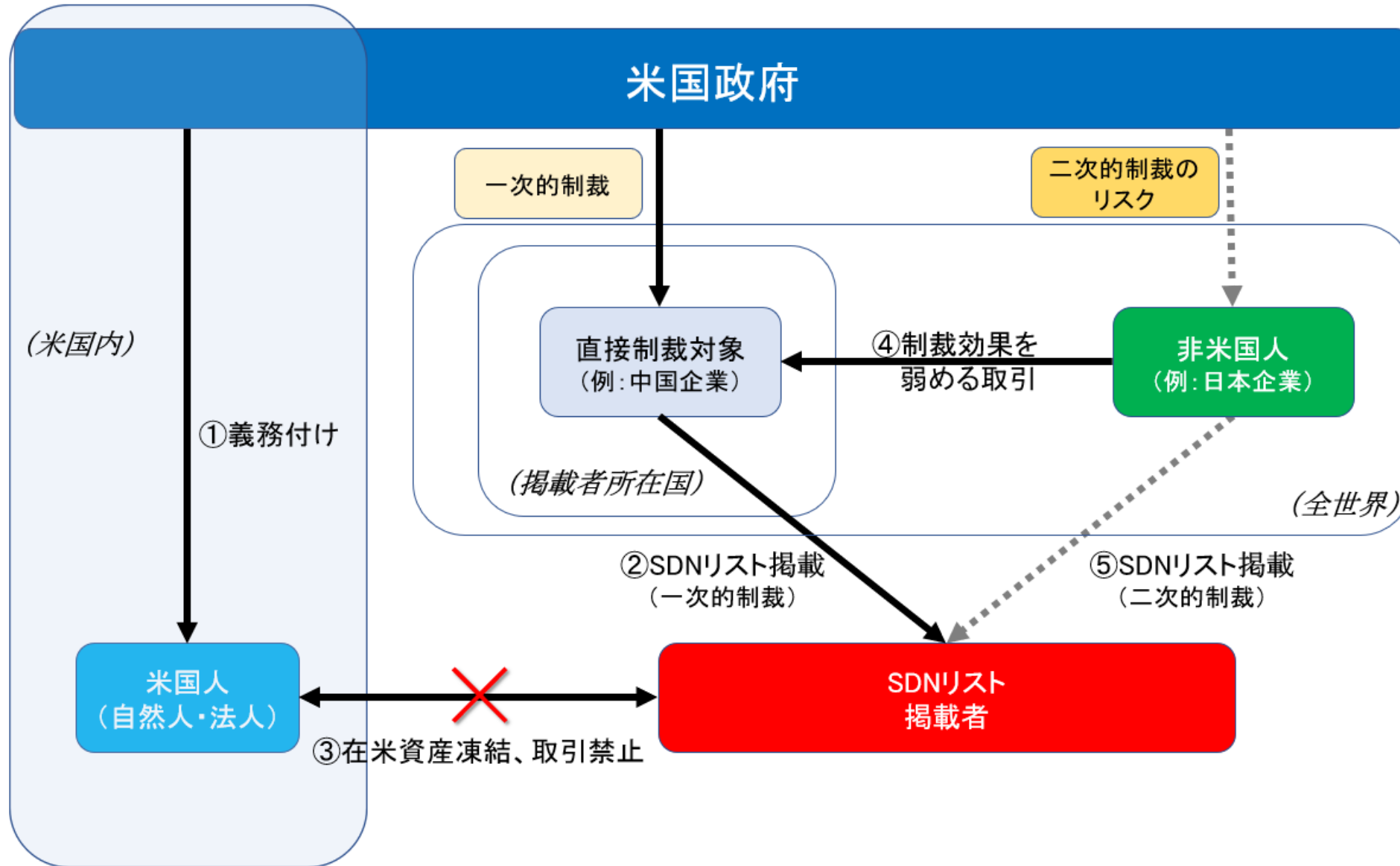
**経済制裁の場合、
多くの取引が不可に！**

2-1 米国制裁関連制度

主な法的根拠	「国際緊急経済権限法」(IEEPA)、各大統領令
管轄官庁	米国財務省・外国資産管理室 (OFAC)
規制対象者リスト	SDNリスト (SDN List)
主な制裁措置	<ul style="list-style-type: none"> ①米国入国禁止、査証制限 ②在米資産凍結 ③OFACの許可なしに、米国人との取引の禁止 ④OFACの許可なしに、米国との連結点を有する (米国) 取引の禁止 (米ドルによる国際送金も銀行又はSWIFT等の決済組織により止められ得る)
遵守義務を負う者	<p>一次的制裁：米国人 (米国籍又は米国にいる自然人、法人)</p> <p>二次的制裁：全世界に広がり得る (日系企業等の第三者が制裁に違反した場合、自身がまたSDNリストに掲載されるリスクあり)</p>



参考：米国制裁のイメージ図



2-2 米国制裁違反時の罰則



2-3 米国制裁はなぜ輸出規制よりも遥かに強力？

輸出制限 vs 売買とも不可

エンティティ・リストの場合、CCL所定の軍民両用品の販売が禁止されるが、調達、及び一般品目の販売は可能。

SDNリストの場合、米国人との取引が一切禁止され、さらに二次的制裁の場合、**遵守義務が日系企業等の第三者にも及ぶ。**

単体 vs 子会社波及

エンティティ・リストの場合、通常は掲載者にのみ米国輸出規制が適用される。

SDNリストの場合、掲載者自身だけでなく、**掲載者の子会社**（直接又は間接に50%以上の出資・株式を保有）も自動的に制裁の対象となる。

資産凍結の有無

エンティティ・リストは保有資産に対する影響はないが、**SDNリストの場合は在米国資産の凍結を伴うため、新規取引だけでなく、既存資産に対する大打撃もあり得る。**

核兵器
何よりも外貨取引禁止

2-4 強力な米国制裁の運用例 (イラン、北朝鮮、ロシア、薬物、人権等)

企業・組織名	制裁プログラム	二次的制裁	制裁の理由
Aero Sky One LTD	対国際テロリズム制裁	Yes	ヒズボラ金融制裁
LIMMT ECONOMIC AND TRADE COMPANY, LTD 大連中創冶金鋳業有限公司	対大量破壊兵器拡散制裁、対イラン金融制裁	Yes	大量破壊兵器の原材料をイランに提供。
BEIJING ALITE TECHNOLOGIES CO., LTD 北京海立連合科技有限公司	対大量破壊兵器拡散制裁、対イラン金融制裁	Yes	イランのミサイル開発に関与した北京の電子部品メーカー。
Suzhou A-One Special Alloy CO. Ltd 蘇州埃文特種合金有限公司	対大量破壊兵器拡散制裁、対イラン金融制裁	Yes	イランの SDN リスト掲載者への金属材料を納入した合金メーカー。
PAMCHEL TRADING BEIJING 龐潮貿易(北京)有限責任公司	イラン自由および対拡散法、対イラン金属輸出制裁	Yes	イランとの黒鉛電極・鉄鋼・銅精鉱等の取引を行った北京の貿易会社。
CHANG AN SHIPPING & TECHNOLOGY 長安海連技術有限公司	対北朝鮮制裁	Yes	北朝鮮貿易に関与した香港の海運会社。
Dandong Jinxiang Trade Co., Ltd 丹東錦祥貿易有限公司	対北朝鮮制裁	Yes	北朝鮮の大量破壊兵器・ミサイルの開発機関との取引を行った貿易会社。
EQUIPMENT DEVELOPMENT DEPARTMENT 中国中央軍事委員会装備発展部	対敵対者制裁(ロシア)	Yes	ロシアの SDN リスト掲載者から戦闘機とミサイルシステムを購入した中国軍の装備管理部門。
NANJING KAIKAI POLYURETHANE CO., LTD 南京凱凱ポリウレタン有限公司	対外国麻薬制裁(キングピン法)	No	薬物密輸に関与した製薬会社。
PUBLIC SECURITY DEPARTMENT OF THE AUTONOMOUS REGION 新疆ウイグル自治区公安厅	GloMag 人権法	No	ウイグル人権問題に関与した新疆の政府機関。
Xinjiang Production and Construction Corps 新疆生産建設兵団	GloMag 人権法	No	ウイグル人権問題に関与した新疆の政府機関。

参考：OFAC推奨の制裁リスクに対するコンプライアンス実践（SCP1）

SCPの 基本的要素	主な内容
経営陣の コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣が SCP を審査・承認すること。 ● 経営陣が制裁コンプライアンス担当部門に対して十分な権限(経営陣への直接報告、定例会議制度等)を与えること。 ● 経営陣が制裁コンプライアンス担当部門に対して十分な資源(担当者任命、人材配置、専門性、情報管理システム等)を与えること。 ● 経営陣が会社全体で「コンプライアンス文化」(通報者の懸念の払拭、違反行為に対する否定、経営陣自体を含めた会社全体での SCP の徹底等)を推進すること。 ● 経営陣が OFAC 制裁への違反の重大性を明言し、相応の措置(過去の違反の根本的原因と、体系的な改善対策等を含む必要あり)を講ずること。
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社が定期的に OFAC 制裁リスク(顧客、製品、サービス、サプライチェーン、仲介業者、取引相手、取引、所在地等の要素を含む)を評価すること。例えば、取引開始時の顧客確認、M&A 時のデュー・デリジェンスもかかるリスク評価の一環である。 ● 会社がリスクを特定、分析、報告する体制を整えていること。
内部統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社が明文化された SCP を構成するポリシーと手続きを策定・実施すること。かかる規則は、会社の日常業務に浸透し、執行しやすい。 ● リスク評価の結果をしかるべき職員に報告するための内部統制を樹立すること。 ● 内部・外部監査を通じて SCP 関連の内部統制を実施すること。 ● OFAC の要求に合う記録管理がされていること。 ● 内部統制上の弱点を見つけ次第、迅速に対応すること。 ● SCP 関連のポリシーと手続きの内容を、コンプライアンス担当者、ゲートキーパー、及び高リスク分野(顧客開拓、支払い、営業等)関連の事業部門を含む関係者に明確に周知すること。 ● SCP 関連のポリシー及び手続きを日常業務において浸透させる(関連事業部門との連携、社員での周知を保証する等)担当者を置くこと。

参考：OFAC推奨の制裁リスクに対するコンプライアンス実践（SCP2）

SCPの 基本的要素	主な内容
テスト及び監査	<ul style="list-style-type: none"> ● テスト及び監査の独立性、専門性、権限、資源、及び経営陣への報告を保証すること。 ● OFAC制裁リスクに見合ったレベルのテスト及び監査の手続きを適切に実施すること。 ● テスト及び監査により発見した問題点に迅速に対応すること。
研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員とステークホルダに対して適切な研修を実施すること。ハイリスク分野関連部門の社員については、さらに詳細な研修を受けさせること。 ● 研修内容が会社の製品、サービス、顧客、パートナー、所在地に適合していること。 ● リスク評価の結果に適合した頻度で研修を行うこと。 ● テスト及び監査により発見した問題点等を迅速に研修内容に反映すること。 ● 社員が容易に研修資料を入手できること。

2-5 米国対中制裁の直近動向

“ バイデン新政権は対中制裁
を緩めているか？

01

【直近動向】

- 2021/4/8 中国スパコン7社が**エンティティ・リスト**入り
- 2021/6/8 米国上院で**対中制裁の授權を大幅に拡張する「イノベーション競争法案」**が可決
- 2021/6/13 G7サミット共同宣言にて、**主要7カ国は対中国での緊密な連携で合意**

→ トランプ政権の対中制裁は維持されたまま、全面対抗モードに突入する可能性がある。米国の議会政治において、現政権が宥和政策への転換が考えにくい。

“ 審議中の「イノベーション競争法案」の主な内容は？

02

【回答】

同法は次の7つの部分、約2000条から成る長大な法案であり、**包括的な中国対抗内容が多い。**

- A.チップと5Gへの緊急予算枠
- B.エンドレス・フロンティア法案
- C.2021年戦略競争法案
- D.国土安全保障と政府問題委員会の規定
- E.**2021年中国の挑戦への対応法案**
- F.その他の事項
- G.2021年貿易法案

目次

01

米国の輸出規制

02

米国の制裁

03

中国対抗
立法の解説

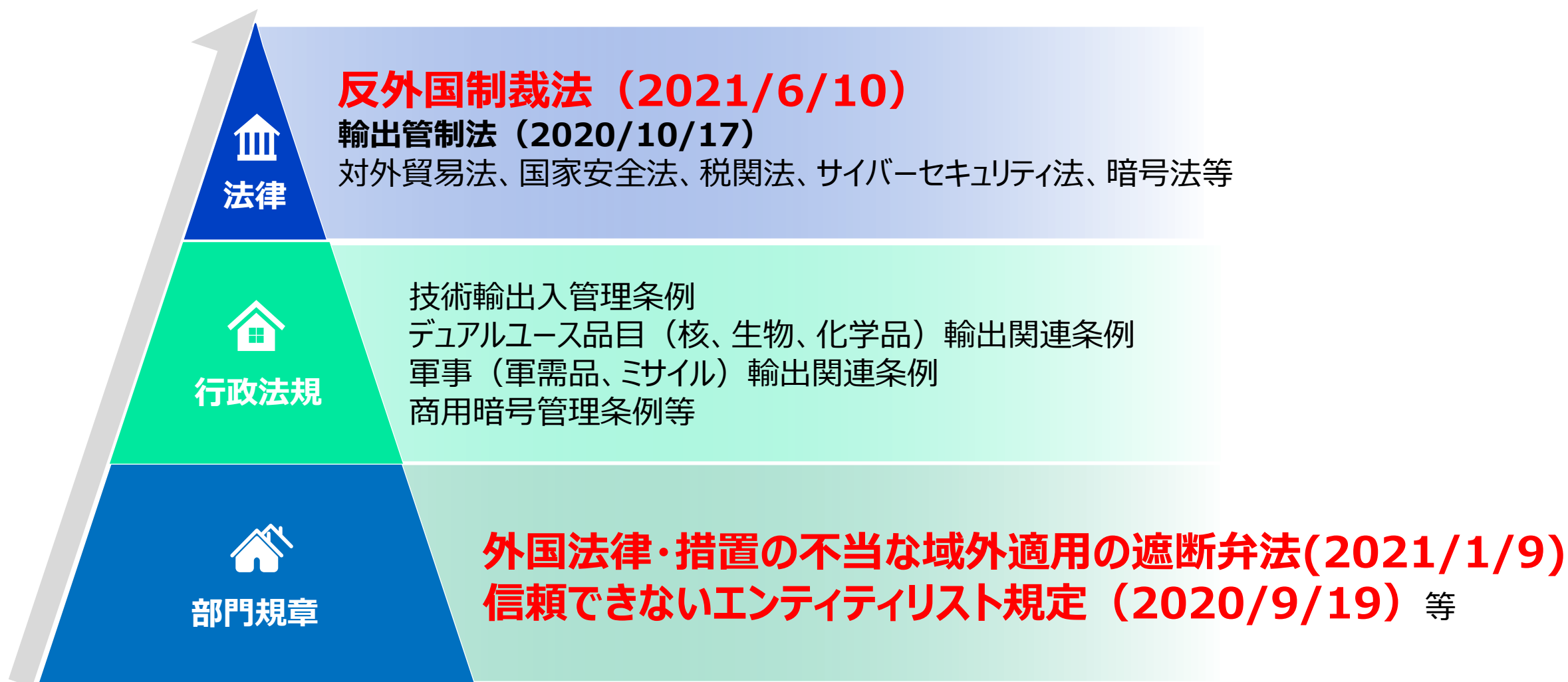
04

日本企業の
対応策

05

Q&A

03 中国对抗立法の全体的構造



3-1 「信頼できないエンティティ・リスト規定」重要条項解説 1/2

	主要条項内容	コメント
第1条	中華人民共和国は、国家主権、安全、発展の利益を守り、公正で自由な国家間の経済・貿易秩序を維持し、中国企業、その他組織又は個人の正当な権利と利益を保護するため、「中国対外貿易法」、「中華人民共和国国家安全法」その他の関連法規に基づき、本規定を制定する。	法源は対外貿易法、国家安全法とあるが、その後の反外国制裁法も上位法になる。
第2条	中国は、信頼できないエンティティ・リスト制度を整備して、外国実体に対して国際経済貿易及び関連活動における以下の行為に対して相応する措置を講じる。 (1) 中国の国家主権、安全及び発展利益を侵害する。 (2) 通常市場取引規則に違反して、中国企業、他の組織または個人との通常取引を中断し、または中国企業、他の組織または個人に対して差別的措置をとり、中国企業、他の組織または個人の正当な権利と利益を嚴重に損害する。	米国の対中制裁が発動された場合、外国企業がそれに追随して、中国企業との契約履行を中止したとき、米国法に準拠するのではなく、この中国法に準拠して判断する際の原則基準になる。特に通常市場取引規則に違反しているかどうか判断の重要ポイントとされるため、抗弁が厳しい。
第7条	業務メカニズムは、調査の結果に基づいて、以下の要因を考慮して、外国実体を信頼できないエンティティ・リストに掲載するかどうかを決定し、公表する： (1) 中国の国家主権、安全保障、利益の侵害の程度。 (2) 中国企業、その他の組織または個人の正当な権益に対する損害の程度。 (3) 国際経済貿易規則の適合性。 (4) その他考慮すべき要因。	ここには4つ判断基準が提示されている。1と2のほかに、国際経済貿易規則が強調され、米国法による一国主義、域外管轄権を排除しようとしています。

3-1 「信頼できないエンティティ・リスト規定」重要条項解説 2/2

	主要条項内容	コメント
第10条	<p>業務メカニズムは、以下の1つまたは複数の措置(以下「処理措置」という)を採用して、公表することができる</p> <p>(1) 中国にかかわる輸出入活動を制限または禁止すること (2) 中国国内への投資を制限または禁止すること (3) 関係者、交通輸送手段などの入国を制限または禁止すること (4) 関係者の中国国内での就労許可制限または解除すること (5) 状況に応じて、相応する金額の罰金を科す。</p> <p>前項に規定する処分措置は、関係部門が職務分掌に従って法律により実施し、その他の関連組織及び個人は、その実施に協力するものとする。</p>	<p>エンティティ・リストという名称を使用しているが、米国BISの発動するEAR上の輸出管理措置であるエンティティ・リストではなく、米国OFACの発動するIEEPA上の制裁であるSDNリストに相当するもの。</p> <p>輸出入制限、投資制限、入国制限、就労制限、罰金の制裁等は、中国市場から追放されると同義になる。</p>
第11条	<p>外国実体をエンティティリストに掲載する公告に、外国実体に関する是正期限を明示した場合、その期間内にこの規則第10条規定の措置を講じない。外国実体が期限内にその行為を是正しない場合、この規則第10条の規定に従って、措置が講ずる。</p>	<p>執行猶予がついているので自らの是正を促す意図がある。</p>
第12条	<p>関連する外国実体が、中国関連の輸出入活動に従事することを制限または禁止されている場合、中国企業、その他の組織または個人は、例外的な状況において、その外国実体との取引を行う必要がある場合、業務メカニズムに申請し、同意を得た後、外国実体との取引を行うことができる。</p>	<p>一部容認として、中国企業が申請し認可された場合、臨時許可が認められる。米国の執行猶予や臨時許可制度と相似する。</p>

3-2 「外国法律・措置の不当な域外適用の遮断弁法」重要条項解説 1/3

	主要条項内容	コメント
第1条	外国法律・措置の不当な域外適用による中国への影響を遮断し、国家主権、安全及び発展利益を維持し、公平・自由な国際経済貿易秩序を維持し、中国の国民、法人、その他の組織の合法的な権益を守るために、「中華人民共和国国家安全法」等の関連法律に基づき、本弁法を制定する。	法源は国家安全法とあるが、その後の反外国制裁法も上位法になる。 内容は、EUの1996年に制定された遮断法を参考された跡あり。
第2条	本弁法は、外国法律・措置の域外適用が国際法と国際関係の基本原則に違反し、中国の国民・法人・その他の組織と、第三国（地域）及びその国民・法人・その他の組織との間における正常な経済貿易及び関連活動の実施を不当に禁止又は制限する場合に適用する。	域外管轄とは、二国間で完結せずに、第三国にも法的拘束力が及ぼす場面を想定すると理解しやすい。 本「遮断弁法」の適用範囲には明言こそされていないが、米国制裁への対抗措置としての性格が強いと見られている。
第5条	外国法律・措置により、第三国（地域）及びその国民・法人・その他の組織との間における正常な経済貿易及び関連活動の禁止又は制限に遭遇したとき、中国の国民、法人、その他の組織は、30日以内に国務院商務主管部門に関連状況を如実に報告しなければならない。報告者が秘密保持を要求したとき、国務院商務主管部門及びその職員は、秘密保持をしなければならない。	中国企業が30日以内に報告義務を負う。 企業からの報告をなくして、政府が自ら法的プロセスを起動できるかは明言されていない。
第6条	業務メカニズムは、次の要素を総合的に考慮した上、関連する外国法律・措置の不当な域外適用の存否を評価・確認する。 （一）国際法、及び国際関係の基本原則への違反の是非。 （二）中国の国家主権、安全及び発展利益に及ぼし得る影響。 （三）中国の国民、法人、その他の組織の合法的な権益に及ぼし得る影響。 （四）その他考慮すべき要素。	域外管轄の評価基準には、国際ルール、中国の国家主権と安全、発展の利益、国民の合法的権益とされている。 覇権主義的な域外管轄は容認しないと宣言している。

3-2 「外国法律・措置の不当な域外適用の遮断弁法」重要条項解説 2/3

	主要条項内容	コメント
第7条	<p>業務メカニズムが評価を経て関連外国法律・措置に不当な域外適用の存在を認めた場合、その決定により、国務院商務主管部門は、関連する外国法律・措置の承認、執行、遵守を禁止する旨の命令（以下「禁止令」という。）を公布することができる。</p> <p>業務メカニズムは、実情に基づき、禁止令の中止又は取消しを決定することができる。</p>	<p>禁止令： 不当な域外適用の外交法律、措置に対して、その承認、執行、遵守を禁止する！</p>
第8条	<p>中国の国民、法人、その他の組織は、国務院商務主管部門に対して禁止令への遵守免除を申請することができる。遵守免除を申請するとき、申立人は、国務院商務主管部門に対して書面の申請を提出するものとする。書面の申請は、免除の理由及び免除の範囲等の内容を記載するものとする。国務院商務主管部門は、申請を受理した日から30日以内に可否の決定を下さなければならない。状況が緊急であるときに、速やかに決定を下さなければならない。</p>	<p>免除制度が設けられている。</p>
第9条	<p>当事者が禁止令範囲内の外国法律・措置を遵守し、中国の国民、法人、その他の組織の合法的な権益を侵害したとき、中国の国民、法人、その他の組織は、法により人民法院に対して訴訟を提起し、かかる当事者に対して損害賠償を要求することができる。ただし、当事者が本弁法第八条の規定に従って免除を取得したときは、この限りでない。</p> <p>禁止令範囲内の外国法律を根拠に下された判決、裁定により損害を受けたとき、中国の国民、法人、その他の組織は、法により人民法院に対して訴訟を提起し、かかる判決、裁定により利益を受けた当事者に対して損害賠償を要求することができる。</p> <p>本条第1項、第2項に定める当事者が、人民法院の発効した判決、裁定の履行を拒否したとき、中国の国民、法人、その他の組織は、法により人民法院に対して強制執行を申請することができる。</p>	<p>【重要】当事者の概念が突如現れたが定義はなかった。文脈からすれば、当事者が中国企業と契約関係のある相手当事者と解釈することができるので、当事者には外国企業が含まれると理解することが自然と考える。</p> <p>外国企業が禁止令に違反した場合、中国で損害賠償が提訴される法根拠として示されているので要注目。たとえ外国企業が外国で中国企業を相手に勝訴した場合でも、禁止令に違反していたら、中国企業の中国における求償権が認められる。さらに、中国裁判所による強制執行も認められている。</p> <p>部門規則というレベルで、司法上の訴権の創設であり、また民事訴訟法との関係性が疑問視されるが、その後の反外国制裁法の立法により整合性が整えた。</p>

3-2「外国法律・措置の不当な域外適用の遮断弁法」重要条項解説 3/3

	主要条項内容	コメント
第11条	中国の国民、法人その他の組織が禁止令に従い、外国法律・措置を遵守せずに重大な損失を受けた場合、政府の関連部門が具体的状況に応じて、必要な支援を行うことができる。	中国政府による企業への救済であるが、具体的な内容が不明であり、やや弱い。
第12条	外国法律・措置の不当な域外適用に対し、中国政府は、実際の状況と需要に基づき、必要な報復措置を採択することができる。	報復措置の可能性を規定。のちに反外国制裁法が登場する。
第13条	中国の国民、法人、その他の組織が規定どおりに関連状況を報告せず、又は禁止令を遵守しなかったとき、国務院商務主管部門は、警告を与え、期限内の是正を命令することができ、情状の程度に応じて過料を併科することもできる。	違反した場合の罰則。

3-3 「反外国制裁法」重要条項解説 1/4

	主要条項内容	コメント
第1条	国の主権、安全、発展の利益を擁護し、中国の公民、組織の合法權益を保護するため、憲法に基づいて、本法を制定する。	立法の目的
第2条	中華人民共和国は、独立自主の平和外交政策を堅持し、主権と領土の完全性の相互尊重、相互不可侵、内政の相互不干渉、平等互惠、平和共存の5原則を堅持し、国連を中核とする国際体系と国際法を基礎とする国際秩序を擁護し、世界各国との友好協力関係を発展させ、人類運命共同体の構築を推し進める。	中国外交の5大指導原則が報復の正当化理由。国連中心説と国際法をベースとする国際秩序の強調が一貫した主張。
第3条	中華人民共和国は覇権主義と強権政治に反対し、いかなる国がいかなる口実、いかなる方式によって中国の内政に干渉することにも反対する。 外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して、中国に対して抑制、抑圧を行い、中国の国民、組織に対して 差別的制限措置 を講じ、 中国の内政に干渉した 場合、中国は相応の報復措置を講じる権利を有する。	反外国制裁の定義 中国政府に対する内政干渉、中国経済に対する経済抑圧、中国企業に対す差別的制限措置に対して、「やられたらやり返す」と宣言。
第4条	国務院の関係部門は本法第3条に規定する差別的制限措置の 制定、決定、実施 に直接または間接的に関与した個人、組織を報復リストに掲載することを決定することができる。	制定、決定、実施の主体は、いずれも立法機関、政治団体、政治家、行政部門を指している。例：米国元国務長官マイク・ボンペオ、米国上院議員。

3-3 「反外国制裁法」重要条項解説 2/4

	主要条項内容	コメント
第5条	<p>本法第4条規定に基づいて報復リストに掲載した個人、組織の他に、国务院の関係部門はさらに以下の個人、組織に対して報復措置を講じることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 報復リストに掲載した個人の配偶者と直系親族； (2) 報復リストに掲載した組織の高級管理職員または実質的支配者； (3) 報復リストに掲載した個人が高級管理職を務める組織； (4) 報復リストに掲載した個人と組織が実質的に支配し、または設立、運営に関与する組織。 	<p>追加リストでは、個人から密接な関係を有する企業に拡大される</p>
第6条	<p>国务院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第4条、第5条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて、以下の一つまたは複数の措置を講じることができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放； (2) 中国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結； (3) 中国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止または制限； (4) その他の必要な措置。 	<p>これらは米国のIEEPAから一部取り入れた制裁措置でもある。</p>
第7条	<p>国务院関係部門が本法第4条から第6条規定に基づいて下した決定は最終決定とする。</p>	<p>一審結審。異議申立手続きがない。</p>
第8条	<p>制裁措置を講じる根拠となる状況に変化が生じた場合、国务院の関係部門は関連する報復措置を一時停止、変更あるいは取り消すことができる。</p>	<p>調整可能規定</p>

3-3 「反外国制裁法」重要条項解説 3/4

主要条項内容		コメント
第9条	報復リストと報復措置の確定、一時停止、変更あるいは取消は、外交部あるいは国務院のその他の関係部門が命令を発布し公布する。	従来の外交部が主導するため、報復リストに政治家や政治団体が中心になると想定。
第10条	国は反外国制裁業務調整機構を設立し、調整にかかわる関連業務の統括に責任を負う。 国務院の関係部門は連携・協力と情報共有を強化し、各自の職責と任務の分業に基づいて関連する報復措置を確定し、実施しなければならない。	業務調整機構が新設される。
第11条	中国国内の組織と個人は、国務院の関係部門が講じる報復措置を実行しなければならない。前項の規定に違反した組織と個人に対して、国務院の関係部門は法に基づいて処理し、これら組織・個人が関連活動に従事することを制限または禁止する。	中国国内企業と個人に対する義務づけ。
第12条	いかなる組織 と個人も、外国国家が中国の公民、組織に対して講じた 差別的規制措置 を実行、または実行に協力してはならない。 組織と個人が前項の規定に違反し、中国の公民、組織の合法权益を侵害した場合、中国の公民、組織は法に基づいて人民法院に訴訟を提起し、 侵害行為の差し止め、損害賠償を請求することができる。	「いかなる組織」に、外国企業も含まれるはず。差別制限措置を実行した場合、不法行為責任として損害賠償責任を負う。

3-3 「反外国制裁法」重要条項解説 4/4

主要条項内容		コメント
第13条	中国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、本法の規定の他に、関連する法律、行政法規、部門規章によってその他の必要な報復措置を講じることを規定することができる。	<信頼できないエンティティ・リスト規定>、<外国の法律と措置の域外適用の遮断弁法>との補完関係が意識された規定。
第14条	いかなる組織と個人も報復措置を実行せず、あるいは実行に協力しなかった場合、法に基づいて法的責任を追及する。	義務規定（二次制裁ではない）
第15条	外国 の国家、 組織 あるいは個人が中国の主権、安全、発展利益を害する行為を実施、協力、支援した場合、必要な報復措置を講じる必要があるとき、本法関連規定を 参照して実行する 。	重要！ 外国企業が内政干渉するような行為があった場合、報復リストに掲載され、報復措置が取られる可能性がある。
第16条	本法は公布日より施行する。	2021年6月11日-13日に、G7サミット開催。 その直前の2021年6月10日に、本法公布。

3-4 日本企業等の第三国企業へのインパクト（条文再掲） 1/2

法令名	立法機関	第三国企業への適用プロセスと条件
「中華人民共和国 反外国制裁法」 2021/6/10	全人代 常務委員会 （上位法）	<p>主要適用条項</p> <p>① 外国企業が、外国国家が中国に対して講じた差別的規制措置を実行または実行に協力し、中国企業の合法権益を侵害した場合、中国企業は人民法院に提訴し、侵害行為の差し止め、損害賠償を請求することができる。（第12条）</p> <p>以下は参照適用</p> <p>② 外国企業が中国の主権、安全、発展利益を害する行為を実施、協力、支援した場合、必要な報復措置を講じる必要があるとき、本法関連規定を参照して実行する。（第15条）</p> <p>③ 政府が差別的制限措置の制定、決定、実施に直接または間接的に関与した外国企業を報復リストに掲載することを決定することができる。（第3条準適用）</p> <p>④ 政府が報復リストに掲載した外国企業に実際の状況に基づいて、以下の一つまたは複数の措置を講じることを決定することができる：（第6条準適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放； （2）我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結； （3）我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止または制限； （4）その他の必要な措置。

3-4 日本企業等の第三国企業へのインパクト（条文再掲） 2/2

法令名	立法機関	第三国企業への適用プロセスと条件
「外国法律・措置の不当な域外適用の遮断弁法」 2021/1/9	商務部 (下位法)	<ul style="list-style-type: none"> ① 中国企業が30日以内に政府に報告する。(第5条) ② 政府が外国法律・措置に不当な域外適用への該当性を評価する。(第6条) ③ 政府が外国法律・措置の承認、執行、遵守に対して禁止令を公布する。(第7条) ④ 外国企業が禁止令内の外国法律・措置を遵守し、中国企業の合法的な権益を侵害したとき、中国企業が人民法院に提訴し、損害賠償請求ができる。 また禁止令範囲内の外国法律を根拠に下された判決、裁定により損害を受けた中国企業は、人民法院に提訴し、かかる判決、裁定により利益を受けた当事者に対し損害賠償を請求することができる。(第9条)
「信頼できないエンティティ・リスト規定」 2020/9/19	商務部 (下位法)	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国企業が国際経済貿易において以下の行為があった場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中国の国家主権、安全及び発展利益を侵害する; (2) 通常の市場取引規則に違反して、中国企業との通常取引を中断し、または中国企業に対して差別的制限措置をとり、中国企業の正当な権利と利益を嚴重に損害する。 ② 政府が当該外国企業に対して調査を行うことを決定する。調査は公告する (第5条) ③ 調査の結果、信頼できないエンティティ・リストの掲載を決定する (第7条) ④ 信頼できないエンティティ・リストに掲載された場合、以下の一つまた複数の制裁を科す。(第10条) <ul style="list-style-type: none"> (1) 中国にかかわる輸出入活動を制限または禁止すること (2) 中国国内への投資を制限または禁止すること (3) 関係者、交通輸送手段などの入国を制限または禁止すること (4) 関係者の中国国内での就労許可制限または解除すること (5) 状況に応じて、相応する金額の罰金を科す。 ⑤ 決定公告に是正期限が記載された場合、期限内で是正した場合は制裁を取消す。(第11条)

目次

01

米国の輸出規制

02

米国の制裁

03

中国対抗
立法の解説

04

日本企業の
対応策

05

Q&A

04 日本企業の対応について

1 中国対抗立法の発動によるリスクの予見可能性

2 通常的手段
ファイアウォール、業務の切り離し、現地生産化、脱依存

3 法的抗弁？
訴訟時の管轄権異議、不可抗力、コンプライアンス条項

4 協力によって問題の解決に努める

1

中国対抗立法の発動によるリスクの予見可能性

予見可能

遮断弁法では、中国政府が外国の制裁の不当域外適用を否定する禁止令が発布された後、外国企業が禁止令に違反して外国の制裁に従い遵守して始めて、中国の法律違反になる。禁止令が前置き条件になる。

信頼できないEntity List規定では、外国企業に対して信頼できないEntity Listに掲載するかどうかを決定する前、政府による調査プロセスを経なければならない。

予見困難

反外国制裁法では、外国企業が外国の差別的制限措置を実行しまたは実行に協力した場合、中国企業に損害を与えたときに、損害賠償責任が追及されるリスクが生じる。事前警報がないため、予見困難になる。今後適用基準の細分化が期待される。

2

通常的手段

ファイアウォール、業務の切り離し、現地生産化、脱依存

ファイアウォール

Entity List対象者と直接取引をせずに第三者や代理商を介した間接取引。ただ制裁を故意に回避するためにエンドユーザを知りながら取引スキームを変則に変更した場合はリスクがある。

業務の切離し

Entity List対象者が制裁を回避するために、一部業務を第三者に譲渡し切り離すなど外国企業との取引を継続させる手がある。HUAWEIが栄耀携帯電話事業を第三者に売却した。

現地生産化

Entity List対象者と取引を継続するために、外国からの輸出ではなく、現地生産して供給し、人民元決済とする。
ただ完全に制裁を回避できるものではない。

脱依存

Entity List対象者と取引できない理由が、アメリカ製品または技術を使用しているから、結局デミニミスを下げるしかないとも考えられる。
アメリカ制裁の逆効果？

3

法的抗弁？

訴訟時の管轄権異議、不可抗力、コンプライアンス条項

管轄権異議申し立て

Entity List対象者との取引契約に中国裁判管轄を除外する管轄合意、例えば被告所在地裁判管轄、国際仲裁機構による仲裁が約定された場合がある。しかし、遮断弁法や反外国制裁上の外国企業への損害賠償請求権が不法行為によるため抗弁困難。

不可抗力

Entity List対象者との取引契約に外国の制裁を不可抗力を約定して、債務不履行責任が免除される方法がある。しかし、中国法が準拠法の場合、中国法及び今の対抗立法を背景に不可抗力と認められるのが困難。

コンプライアンス条項

Entity List対象者との取引契約に外国の制裁を意図して外国の法律、輸出管理など遵守する義務を保證させ、義務違反の場合は責任を負うというコンプライアンス条項を定める方法がある。しかし、外国法のみ遵守させる合意は、中国の遮断弁法や反外国制裁法に逆に抵触する可能性がある。

4 協力によって問題の解決に努める

- ➡ 日本企業が米国制裁と中国の反外国制裁法との間の板挟み境地に直面したことが多い。しかし、米国の制裁に過剰反応してしまう傾向がある。相手が制裁を受けた場合、制裁内容を相手から正確に確認すべき。相手が制裁されない場合、制裁される可能性については、相手によく耳を傾け、冷静に判断すべき。特に国際貿易に経験豊富な法律専門家にアドバイスを求めるのが近道。
- ➡ 日本企業は中国側当事者の協力をもって米国政府に積極的に輸出許可証を申請し、これと同時に、日本企業は中国側当事者に協力して遮断弁法上の禁止令の遵守免除を中国政府に積極的に申請するのが、現実な第一歩です。
- ➡ いずれも、契約当事者が友好に話し合い、制裁による損失の最小化に向けて誠実に話し合うのは、根本的な解決方法です。

目次

01

米国の輸出規制

02

米国の制裁

03

中国対抗
立法の解説

04

日本企業の
対応策

05

Q&A



シニアパートナー 趙雪巍 弁護士

<連絡先>

Tel: (8610) 5706-8019

Fax: (8610) 8515-0267

Mobile: (86) 139-0113-8177

Email: zhaoxuewei@jtnfa.com

jp@jtnfa.com

1986年に北京大学法学部を卒業した後、中国の大連市中級人民法院において4年間、経済裁判業務に従事しました。1990年から日本へ留学し、1995年に東京都立大学において民法学修士課程を修了した後、日本の大手通信企業において3年間勤務しました。1998年に日本の渉外法律事務所である小松・狛・西川法律事務所に参加し、約5年間、外国法顧問弁護士として各種業務に従事しました。その後、中国に帰国し、2002年に同方律師事務所北京事務所、2003年に同事務所上海事務所を設立しました。2012年にシニアパートナーとして金誠同達法律事務所に参加します。

取扱業務は、外商投資、M&A、企業再編、企業清算及び破産、独禁、環境保護、国際貿易及び仲裁等、多岐にわたります。日本業務部門のリーダーとして、外商投資、会社法務、紛争解決等の分野において豊富な経験を蓄積してきて、クライアントから厚い信頼、高い評価を獲得しています。2019、2020年、金誠同達日本業務部門がALB日本法律大賞「日本業務ベスト外国法律事務所」を受賞しました。

-THANKS-
ご清聴ありがとうございました。

